

甲賀市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定等、必要な規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

- (1) 現行60歳の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳とします。医師については、現行65歳の定年を70歳とします。

【第3条及び制定付則第3項関係】

- (2) 管理監督職勤務上限年齢に達した職員を管理監督職以外の職に降任等させる管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、対象となる管理監督職の範囲を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めることとします。医師については管理監督職勤務上限年齢制の適用を除外します。

【第6条及び第7条関係】

- (3) 管理監督職以外の職に降任等を行うに当たって留意すべき基準を定めます。

【第8条関係】

- (4) 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めます。

【第9条関係】

- (5) 60歳に達した日以後に退職した職員を選考により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入することとします。

【第12条関係】

(6) 任命権者は、当分の間、職員に対し、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとします。

【制定付則第5項関係】

(7) この条例は、令和5年4月1日から施行します。また、勤務延長に関する経過措置、再任用に関する経過措置等、必要な経過措置を設けます。

【改正付則関係】

定年引上げに係る概要資料

1. 改正の概要

国家公務員の定年引上げに伴い、令和3年6月に地方公務員法が改正され、地方公務員についても国家公務員と同様に、定年の段階的な引き上げや、「管理監督職勤務上限年齢制」、「定年前再任用短時間勤務制」の導入等の措置が講じられることとなりました。甲賀市職員の定年等に関する条例ほか8条例の一部を改正するとともに、甲賀市職員の再任用に関する条例を廃止します。

(1) 定年の段階的引き上げ（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- ・現行60歳の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げて65歳とします。
ただし、医師については、現行65歳の定年を70歳とします。

	現行	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

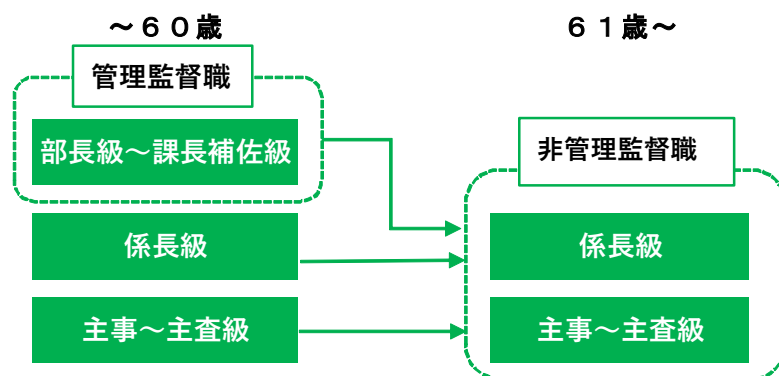
※現行の勤務延長（最長3年）制度はそのまま残ります。

- ・定年の引き上げにあわせて、現行の再任用制度は廃止します。（甲賀市職員の再任用に関する条例の廃止）
- ・定年引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として、現行と同様の「暫定再任用制度」を設けます。（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

- ・組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理監督職（管理職手当支給職）の職員は、非管理監督職（係長級）に異動させることとします。

※医師は役職定年制の適用を除外します。



(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

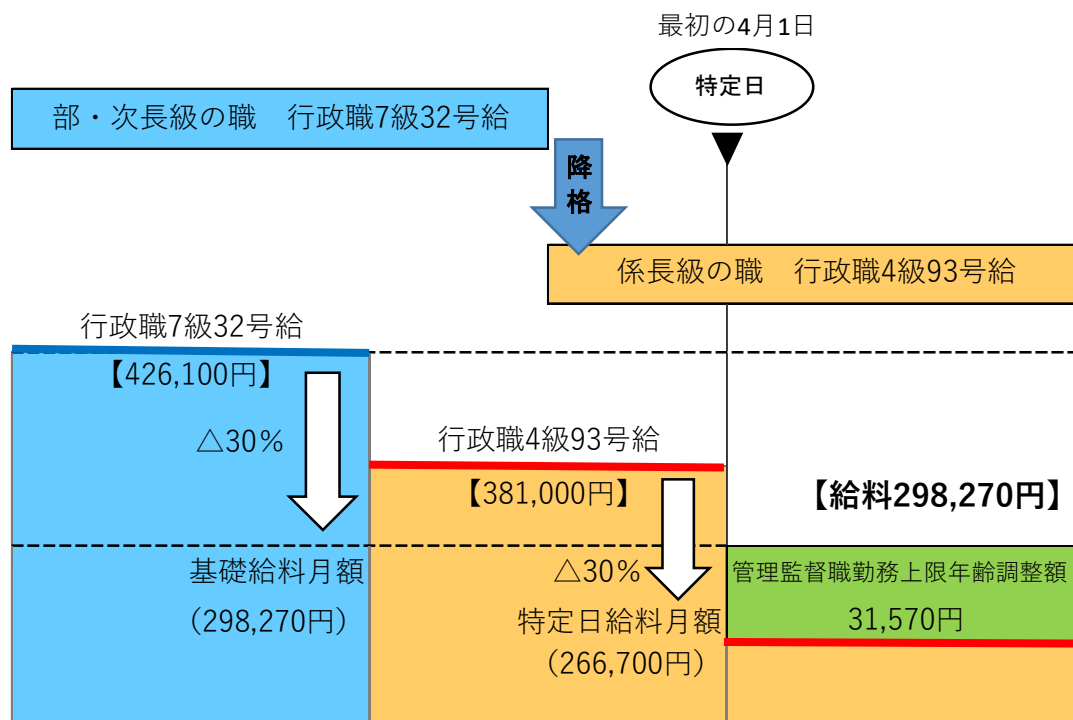
- ・60歳に達した日以後定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用（任期は定年退職日まで）することができる制度を設けます。フルタイム勤務への復帰はできません。

(4) 情報提供・意思確認制度（甲賀市職員の定年等に関する条例の一部改正）

・当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、60歳以降の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するとともに、職員の勤務の意思を確認します。

(5) 60歳に達した職員の給与（甲賀市職員の給与等に関する条例）

・当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とします。
 ・管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により異動した職員については、「管理監督職勤務上限年齢調整額」を支給し、後任前（管理監督職）の給料月額の7割水準とします。



(6) その他

- ・関係条例について、必要な改正を行います。
 - 甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例
 - 甲賀市職員の分限に関する条例
 - 甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - 甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - 甲賀市職員の育児休業等に関する条例
 - 甲賀市職員の給与等に関する条例
 - 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・退職手当については、滋賀県市町村職員退職手当組合の条例が改正される予定です。
- ・その他必要な規則等の整備を行います。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布による地方公務員の定年引き上げに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の一部改正

派遣することができない職員に、定年を延長し、管理監督職勤務上限年齢制の例外措置の職員を加えます。

【第1条関係】

(2) 甲賀市職員の分限に関する条例の一部改正

定年延長に伴い、管理監督職勤務上限年齢に達した職員を管理監督職以外の職に降給することを規定します。

【第2条関係】

(3) 甲賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

降給となった職員の減給の規定を追加します。

【第3条関係】

(4) 甲賀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴い、引用条文等の改正を行います。

【第4条関係】

(5) 甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業をすることができない職員に、定年を延長し、管理監督職勤務上限年齢制例外措置の職員を加えるとともに、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴い、引用条文等の改正を行います。

【第5条関係】

(6) 甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額を、勤務時間条例により按分して算出することとします。

イ 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後の給料月額は、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に、100分の70を乗じて得た額とします。

ウ イを適用しない職員を定めることとします。

エ 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員のうち、特定日にイにより受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が降任等の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以降、イにより受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給することを定めます。

【第6条関係】

(7) 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴い、引用条文の改正を行います。

【第7条関係】

(8) 甲賀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴い、引用条文の改正を行います。

【第8条関係】

(9) 甲賀市職員の再任用に関する条例の廃止

経過措置として、定年の段階的な引き上げ期間中、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置するため、甲賀市職員の再任用に関する条例を廃止します。

【第9条関係】

(10) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

【付則関係】

令和4年12月定例会総務常任委員会 資料
関連議案番号：議案第82号
所管課名：総務部人事課

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に基づき、国の特別職に準じて期末手当支給月数を引き上げるため、甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 期末手当（令和4年度）

令和4年12月に支給する期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

支給月	期末手当	年間
令和4年6月	1. 6 2 5	(3. 2 5)
令和4年12月	(1. 6 2 5)	
	1. 6 7 5	3. 3 0

【条例第1条関係】

(2) 期末手当（令和5年度）

期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

支給月	期末手当	年間
令和5年6月	(1. 6 2 5)	(3. 2 5)
	1. 6 5 0	
令和5年12月	(1. 6 2 5)	3. 3 0
	1. 6 5 0	

【条例第2条関係】

(3) この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用します。

【付則関係】

3 その他

改定による影響額

(1) 期末手当引上 121万円

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に基づき、市職員の勤勉手当支給月数を引き上げるため、
 所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 職員給与（令和4年度）

給料表を改定し、令和4年4月1日から適用します。

令和4年12月に支給する勤勉手当の支給月数を次のとおり変更すること
 とします。（ ）は現行

一般職員

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	1. 20	0. 95	2. 15	(4. 30)
令和4年12月	1. 20	(0. 95)	(2. 15)	
		1. 05	2. 25	4. 40

管理職

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	1. 00	1. 15	2. 15	(4. 30)
令和4年12月	1. 00	(1. 15)	(2. 15)	
		1. 25	2. 25	4. 40

再任用職員（一般職員）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	0.675	0.45	1.125	(2.25)
令和4年12月	0.675	(0.45)	(1.125)	
		0.50	1.175	2.30

再任用職員（管理職）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	0.575	0.55	1.125	(2.25)
令和4年12月	0.575	(0.55)	(1.125)	
		0.60	1.175	2.30

保育士等臨時手当支給職員の令和4年12月に支給する期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

保育士等臨時手当支給職員（一般職員）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	1.275	0.95	2.225	(4.45)
令和4年12月	(1.275)	(0.95)	(2.225)	
	1.175	1.05	2.225	4.45

保育士等臨時手当支給職員（管理職）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和4年6月	1.075	1.15	2.225	(4.45)
令和4年12月	(1.075)	(1.15)	(2.225)	
	0.975	1.25	2.225	4.45

【条例第1条関係】

イ 職員給与（令和5年度）

勤勉手当の支給月数を次のとおり変更することとします。

（ ）は令和4年度

一般職員

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	1. 20	(0. 95)	(2. 15)	(4. 30)
		1. 00	2. 20	
令和5年12月	1. 20	(0. 95)	(2. 15)	4. 40
		1. 00	2. 20	

管理職

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	1. 00	(1. 15)	(2. 15)	(4. 30)
		1. 20	2. 20	
令和5年12月	1. 00	(1. 15)	(2. 15)	4. 40
		1. 20	2. 20	

再任用職員（一般職員）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	0. 675	(0. 45)	(1. 125)	(2. 25)
		0. 475	1. 15	
令和5年12月	0. 675	(0. 45)	(1. 125)	2. 30
		0. 475	1. 15	

再任用職員（管理職）

支給月	期末手当	勤勉手当	合計	年間合計
令和5年6月	0. 575	(0. 55)	(1. 125)	(2. 25)
		0. 575	1. 15	
令和5年12月	0. 575	(0. 55)	(1. 125)	2. 30
		0. 575	1. 15	

【条例第2条関係】

(2) 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 期末手当（令和4年度）

令和4年12月に支給する期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

支給月	期末手当	年間
令和4年6月	1. 6 2 5	(3. 2 5)
令和4年12月	(1. 6 2 5)	
	1. 6 7 5	3. 3 0

【条例第3条関係】

イ 期末手当（令和5年度）

期末手当の支給月数を次のとおり変更することとします。（ ）は現行

支給月	期末手当	年間
令和5年6月	(1. 6 2 5)	(3. 2 5)
	1. 6 5 0	
令和5年12月	(1. 6 2 5)	3. 3 0
	1. 6 5 0	

【条例第4条関係】

(3) 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 特定任期付職員の給与（令和4年度）

特定任期付職員の給料表を改定し、令和4年4月1日から適用します。

令和4年12月に支給する期末手当の支給月数を次のとおり変更します。

支給月	期末手当	年間合計
令和4年 6月	1. 6 2 5	(3. 2 5)
令和4年12月	(1. 6 2 5)	
	1. 6 7 5	3. 3 0

【条例第5条関係】

イ 特定任期付職員の給与（令和5年度）

期末手当の支給月数を次のとおり変更します。

支給月	期末手当	年間合計
令和5年 6月	1. 65	3. 30
令和5年 12月	1. 65	

【条例第6条関係】

(4) 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

令和4年12月、令和5年6月及び令和5年12月に支給する期末手当支給月数について、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員のうち、保育士等臨時手当支給職員については、給与条例改正前の支給月数とします。

会計年度任用職員の期末手当支給月数（年間）

	令和3年度	令和4年度 (改正前)	令和4年度 (改正後)	令和5年度
保育士等臨時手当支給職員	2. 55	2. 55	2. 55	2. 55
保育士等臨時手当支給職員以外	2. 55	2. 40	2. 40	2. 40

【条例第7条関係】

(5) この条例中、第1条及び第5条の規定は公布の日から、第3条及び第7条の規定は令和4年12月1日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和5年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

(1) 全会計影響額

ア 甲賀市職員の給与に関する条例一部改正関係
職員給与（遡及含む）

① 給料引上 946万円

② 勤勉手当引上 3,120万円

③ ①・②引上に伴うはね返り（地域・期末・共済負担金等）943万円

イ 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例一部改正関係

期末手当引上 14万円

ウ 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例一部改正関係

任期付職員は該当者がいないため影響額はありません。